

平成22年度 交流及び共同学習推進指導者研究協議会 実施要項

主 催： 独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
協 力： 文 部 科 学 省

1 目 的

各都道府県等において障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進に資することを目的とする。

2 期 日

平成22年11月18日（木）から19日（金）までとする。

3 会 場

国立特別支援教育総合研究所 研修棟他

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

電話 046-839-6827、6828、6895（研修情報課研修係がイリン）

4 研修内容

本研修は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進するための考え方や具体的な方策について、講義、研究協議等を行う。

研究協議は、以下の分科会により、参加者からの実践発表及び協議を行う。ただし、希望参加者数等によっては、分科会の編成を変えることがある。

第一分科会「交流及び共同学習を推進する上での学習活動の工夫」（仮）

第二分科会「居住地における児童生徒の交流及び共同学習の推進」（仮）

第三分科会「交流及び共同学習を推進する上での行政的取り組み」（仮）

5 参加者の推薦等

(1) 対象

交流及び共同学習を推進する立場にある教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校、特別支援学校の教員とする。

(2) 募集人員

募集人員は、70名とする。

(3) 推薦手続

ア 推薦者は、当該都道府県又は当該政令指定都市の教育委員会教育長とする。

イ 推薦者は、参加候補者を選定し、別紙1（推薦様式）により本研究所の理事長（以下「理事長」という。）に推薦する。

ウ 推薦期限は、平成22年6月4日（金）とする。

(4) 参加者の決定

ア 理事長は、推薦のあった者の中から参加者を決定し、その結果を推薦者に通知する。

なお、推薦状況によっては、調整する場合がある。

イ 研修成果を各学校等の教育実践に生かすとともに各地域で広く活用する観点から「研修成果の活用等に関する事前計画書」を、参加者は別紙2（参加決定者用）を作成し、教育委員会等においては、別紙3（推薦者用）を作成するとともに、参加者の計画書を取りまとめ、研修の開始までに送付することとする。

ウ 参加者は、協議等を円滑に進めるための題材として、レポートを提出することとする。

なお、レポートの書式等を含め、受講に当たっての連絡事項は参加者決定の後、推薦者を經由し、別途指示する。

6 参加の中止

研修の開催に先だって受講を取り止める場合は、その理由を付した書面を速やかに理事長に届け出て承認を得るものとする。

7 宿泊施設の利用

参加者は、原則として、研究所の研修員宿泊施設に宿泊するものとする。

8 研修期間中に要する経費

受講料は徴収しないが、研修員宿泊施設利用に伴い宿泊料を徴収する（別紙「研修期間中に要する経費」を参照）。

9 その他

(1) この要項のほか、本研修に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 本研修修了1年後を目処として、参加者及びその任命権者に対して、アンケート調査等を実施する予定である。